

東広島市産業振興会議 委員名簿

役職	氏名	所属・役職
会長	堀尾 斉正	広島大学社会連携推進機構産学連携部門 部門長
	京極 秀樹	近畿大学工学技術研究所 所長
	大場 新太郎	広島国際大学 副学長
	岸田 正之	株式会社サタケ 常任相談役
	樋口 宏水	シャープ株式会社通信システム事業本部 総務部長
	原田 省三	中国ビーエフ株式会社 代表取締役
	山本 二郎	広島エルピーダメモリ株式会社 取締役（H19.12.31まで）
	山下 裕己	広島エルピーダメモリ株式会社 取締役執行役員 （H20.1.21から）
	蔵本 健二	株式会社フェニックスバイオ 代表取締役
	伊東 一郎	株式会社マエカワ東広島工場 工場長
	岩切 俊一	中国経済産業局 産業部長
	重岡 哲郎	広島県商工労働部 立地政策審議官
	日當 康典	広島県東広島地域事務所 所長
	渡部 秀雄	財団法人ひろしま産業振興機構 常務理事
	川北 英孝	東広島商工会議所 専務理事
	笹岡 秀人	東広島市 副市長

東広島市産業振興会議開催経過

	開催概要	議事
第1回	開催日：平成19年7月13日 会場：東広島市役所 第1委員会室	(1) 東広島市産業の現状について (2) 検討の方向性について
第2回	開催日：平成19年10月5日 会場：サンスクエア東広島 コラボスクエア会議室	(1) 東広島市製造業の基幹産業について (2) 考慮すべき環境変化について (3) 東広島市産業が目指すべき将来像について (4) 各論点における方向性について (5) アンケート調査について
第3回	開催日：平成19年12月19日 会場：東広島市産業振興会館 大会議室	(1) ヒアリング調査の結果について (2) 東広島市産業活性化方策中間報告(案)について (3) 産業団地適地調査の進捗について
第4回	開催日：平成20年2月27日 会場：サンスクエア東広島 コラボスクエア会議室	(1) 東広島市産業活性化方策(案)について (2) 産業団地適地調査について

東広島市産業振興会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 東広島市における産業の活性化方策を検討するとともに、関係機関の連携により、総合的に地域産業の振興を図り、東広島市経済の活性化と市民生活の安定を実現するため、東広島市産業振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 振興会議は、前条の目的を達成するため、以下の事項について検討する。

- (1) 市の産業活性化方策の検討に関すること。
- (2) 関係機関の情報共有に関すること。
- (3) その他、地域産業振興に必要と認められること。

(組織)

第3条 振興会議は、産業関係者、大学関係者、国、県及び市等の委員で組織する。

2 委員は市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 振興会議に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の中から、市長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 議決を要する議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長が、必要と認めたときは、振興会議に専門化等の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、東広島市産業部産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から適用する。